

(2)精神障害者訪問介護(ホームヘルプサービス)試行的  
業実施状況(11'と12'の比較)

	平成11年度	平成12年度
サービス提供実施縣市数	21 か所	48 か所
サービス利用者	185 人	542 人
利用者数	185 人	542 人
うち精神分裂病	132 人(71.4%)	417 人(76.9%)
うち躁・鬱病	14 人(7.6%)	45 人(8.3%)
平均年齢	52 歳	51 歳
罹病年数	22.2 年	22.4 年
主な生活費		
生活保護	69 人(37.0%)	216 人(39.9%)
障害年金	34 人(18.0%)	214 人(39.5%)
その他の年金	35 人(19.0%)	39 人(7.2%)
家族の収入	8 人(4.0%)	46 人(8.5%)
ホームヘルパー派遣状況		
平均派遣期間	7.7 月	6.9 月
平均派遣頻度	1.7 回/週	1.5 回/週
平均派遣時間	1.7 時間/回	1.6 時間/回
養成講習会		
実施県数	21	48
受講者数	761 人	2,383 人

### (3)平成12年度精神障害者訪問介護(ホームヘルプサービス) 試行的事業の実施状況

#### ① 概況

- 平均年齢 50.8才(20~80)
- 平均罹病年数 22.4年(1~56)
- 平均入院回数 16.5回(0~25)
- 平均派遣期間 6.85ヶ月
- 平均派遣時間 1.62時間(0.25~3.5)

#### ② 実施状況

##### (ア)性別

	人	%	11年度(%)
男	303	55.9	54.1
女	239	44.1	45.9
計	542	100.0	100.0

##### (イ)疾患別対象者数

	人	%	11年度(%)
精神分裂病	417	76.9	71.4
躁・鬱病	45	8.3	7.6
てんかん	20	3.7	3.8
アルコール依存症	13	2.4	2.7
痴呆	3	0.6	2.7
心因反応	7	1.3	2.7
非定型精神病	15	2.8	2.7
人格障害	6	1.1	2.2
神経症等	7	1.3	1.6
その他	9	1.7	2.6
計	542	100.0	100.0

##### (ウ)対象者の主な生活費

	人	%	11年度(%)
生活保護	216	39.9	37.0
障害年金	214	39.5	18.0
年金受給	39	7.2	19.0
就労収入	5	0.9	-
貯金	3	0.6	1.0
家族の援助	4	0.7	2.0
家族の収入	46	8.5	4.0
未記入	11	2.0	18.0
その他	4	0.7	1.0
計	542	100.0	100.0

## (エ) サービスの利用頻度

	人	%	11年度(%)
1回/月	7	1.3	1.1
2回/月	18	3.3	0.5
1回/週	320	59.0	61.1
2回/週	154	28.4	29.2
3回/週	27	5.0	2.7
4回/週	4	0.7	-
5回/週	1	0.2	5.4
7回/週以上	8	1.5	-
その他	3	0.6	-
計	542	100.0	100.0

## (オ) 同居家族の有無

	人	%	11年度(%)
無	322	59.4	63.5
有	217	40.0	36.2
共同生活	3	0.6	0.3
計	542	100.0	100.0

## (カ) 手帳の取得状況

	人	%	11年度(%)
1級	93	17.2	22.2
2級	259	47.8	35.7
3級	60	11.1	12.4
その他(申請中等)	130	24.0	29.7
計	542	100.0	100.0

## (キ) 援助内容(重複回答)

	人	%	11年度(%)
家事援助	499	92.1	
掃除	384	80.8	62.7
整理整頓	152	28.0	
洗濯	68	12.5	
買物	201	37.1	29.7
調理	272	50.2	71.9
その他	18	3.3	-
身体介護	79	14.6	
通院援助	36	6.6	30.3
服薬支援	52	9.6	
清潔(入浴介助・清拭)	33	6.1	14.1
排泄介助	1	0.2	
外出援助	23	4.2	29.7
相談助言	268	49.4	67.6

(注) 11年度と12年度は回答の整理方法が異なるため、類似の援助ごとに対比した。

(ク) サービス提供により得られた効果(%)

項 目	大いにある		少しある		ない・不明等		合 計	
	11年度	12年度	11年度	12年度	11年度	12年度	11年度	12年度
本人への効果								
日常生活の安定	19.5	36.3	37.8	40.4	42.7	23.3	100.0	100.0
精神の安定	21.1	31.7	34.1	42.8	44.8	25.5	100.0	100.0
病状の安定	10.8	17.9	31.9	44.1	57.3	38.0	100.0	100.0
日常生活自立の拡大	12.4	19.7	30.8	42.8	56.8	37.5	100.0	100.0
表情が明るくなった	28.1	30.1	29.2	45.2	42.7	24.7	100.0	100.0
社会に対する関心の高まり	8.1	13.8	35.7	39.7	56.2	46.5	100.0	100.0
生活意欲や自信の高まり	11.4	19.9	31.4	44.5	57.2	35.6	100.0	100.0
家族関係の好影響	4.3	9.0	15.1	23.8	80.6	67.2	100.0	100.0
家族等への効果								
家族負担の軽減	9.2	33.2	8.6	43.3	82.2	23.5	100.0	100.0
近隣との関係	1.1	3.0	10.8	18.0	88.1	79.0	100.0	100.0

(注)

1. 本データは、平成11年度は185例、平成12年度は542例を母数としている。
2. 各項目は、保健婦又はホームヘルパーが当該精神障害者の居宅を訪問して判断したものである。このため、効果を判断した時期、サービス提供前の状態像のとらえ方は、全国一律ではない。また、サービス提供期間の差異による効果の相違は考慮していないため、単純な比較はできない。

## (4)平成12年度精神障害者訪問介護試行的事業の実施事業所等一覧

	市町村名	人口概数	実施事業所	利用者数	派遣ヘルパー数	
都 道 府	北海道	帯広市	173,500	社会福祉協議会	9	46
		名寄市	27,300	社会福祉協議会	9	4
	青森県	田子町	7,800	社会福祉協議会	5	7
		青森市	297,000	生活協同組合	6	10
	岩手県	湯田町	4,100	社会福祉協議会	5	3
		釜石市	47,300	社会福祉法人	5	5
		紫波町	33,600	社会福祉協議会	2	2
		金ヶ崎町	16,200	社会福祉協議会	5	3
		胆沢町	17,900	農業協同組合	3	2
		一関市	62,300	市	6	2
		久慈市	38,000	市	2	4
		宮城県	角田市	34,600	民間事業者	8
	名取市		66,300	民間事業者	3	6
				社会福祉協議会	1	1
	南方町		9,600	民間事業者	3	4
	石巻市		119,900	社会福祉協議会	3	2
	秋田県	阿仁町	4,600	社会福祉協議会	3	3
	山形県	鶴岡市	100,500	市	19	6
	福島県	福島市	288,400	市	15	6
	茨城県	水戸市	245,000	社会福祉協議会	4	12
		藤代町	34,100	町	3	7
	栃木県	真岡市	62,000	市	1	2
		茂木町	18,100	町	1	1
		市貝町	12,600	町	1	1
		粟野町	10,800	社会福祉協議会	2	1
		芳賀町	17,400	社会福祉協議会	2	2
		壬生町	39,500	社会福祉協議会	1	2
	群馬県	佐波郡東村	20,300	市	2	1
		前橋市	283,136	社会福祉協議会	2	1
		昭和村	8,100	社会福祉協議会	1	1
		大泉町	36,900	社会福祉協議会	1	1
	埼玉県	朝霞市	115,000	社会福祉協議会	8	4
		東松山市	90,300	社会福祉協議会	2	8
		尾上市	212,600	社会福祉協議会	7	7
		三芳町	35,100	社会福祉法人	2	2
	千葉県	成田市	94,100	社会福祉協議会	5	14
		富津市	54,300	市	5	3
	新潟県	長岡市	190,000	社会福祉協議会	10	15
	富山県	砺波市	40,700	市	2	3
		朝日町	16,400	町	2	3
		魚津市	47,400	社会福祉協議会	3	5
		黒部市	36,800	社会福祉協議会	3	2
		小矢部市	35,000	社会福祉協議会	1	1
		宇奈月町	6,600	社会福祉協議会	1	1
		入善町	29,000	社会福祉協議会	1	4
	石川県	寺井町	15,700	社会福祉協議会	1	1
富来町		10,700	社会福祉協議会	1	2	
志賀町		16,100	社会福祉協議会	1	2	
中島町		8,000	社会福祉法人	1	1	
福井県	武生市	71,000	社会福祉協議会	8	3	
山梨県	八代町	8,500	町	7	8	
	長坂町	9,300	町	6	4	
長野県	佐久市	65,700	社会福祉協議会	11	13	
岐阜県	白川町	11,700	社会福祉協議会	6	9	
静岡県	御殿場市	81,200	社会福祉協議会	5	3	
	大仁町	15,700	社会福祉協議会	3	2	
	島田市	76,000	社会福祉協議会	4	2	
	蒲原町	13,600	社会福祉協議会	2	2	
	中川根町	6,680	社会福祉協議会	1	1	
	細江町	21,200	社会福祉協議会	2	2	

県		雄踏町	14,100	社会福祉協議会	1	1	
	三重県	四日市市	286,000	社会福祉法人	10	8	
	滋賀県	彦根市	106,000	社会福祉協議会	4	2	
	京都府	福知山市	67,700	社会福祉協議会	5	5	
	大阪府	茨木市	257,000	市	7	8	
	兵庫県	伊丹市	191,400	社会福祉法人	6	9	
	和歌山県	田辺市	71,600	社会福祉法人	6	2	
	鳥取県	東伯町	12,400	社会福祉協議会	5	2	
		大山町	7,000	社会福祉協議会	6	8	
		岩美町	14,500	社会福祉協議会	2	18	
	島根県	浜田市	46,000	市	5	2	
		旭町	3,200	社会福祉協議会	11	2	
	岡山県	倉敷市	430,200	社会福祉法人	16	16	
		津山市	88,800	社会福祉協議会	12	10	
	広島県	三原市	82,400	医療法人(2か所)	12	7	
		佐伯町	13,000	社会福祉法人	10	11	
	山口県	宇部市	172,300	社会福祉法人	1	4	
				社会福祉協議会	10	20	
	徳島県	那賀川町	10,900	社会福祉協議会	4	2	
		日和佐町	5,900	社会福祉協議会	4	4	
	香川県	香川町	24,600	社会福祉協議会	3	8	
		綾歌町	12,200	社会福祉協議会	4	4	
	愛媛県	松山市	469,900	社会福祉協議会	5	3	
		今治市	117,800	社会福祉協議会	5	15	
		明浜町	4,800	社会福祉協議会	1	1	
		宇和町	17,800	社会福祉協議会	1	1	
		城川町	4,900	社会福祉協議会	1	1	
	高知県	高知市	323,700	市	9	3	
		池川町	2,500	公社	5	7	
		吾川村	3,300	公社	4	3	
	福岡県	粕屋町	34,600	社会福祉協議会	11	7	
	長崎県	長崎市	423,000	社団法人	1	1	
				医療法人	1	1	
				社会福祉法人(4か所)	7	7	
				民間事業者	2	2	
	熊本県	宇土市	37,700	民間事業者	3	4	
	大分県	中津市	66,900	社会福祉法人	2	2	
	沖縄県	平良市	34,700	社会福祉協議会	4	4	
				個人	1	1	
	指定都市	札幌市	中央区	173,800	財団法人	3	3
			北区	257,200	財団法人	2	2
		千葉市	市内全域	867,200	社会福祉協議会	5	19
		川崎市	川崎区	189,500	民間事業者	2	2
			中原区	192,200	民間事業者	3	3
			高津区	176,900	特定非営利法人	2	2
			宮前区	197,100	民間事業者	1	2
			多摩区	188,400	特定非営利法人	1	2
			名古屋市	守山区	150,200	社会福祉協議会	2
大阪市		天白区	144,800	社会福祉法人	2	7	
		市内全域	2,471,100	社会福祉協議会	3	12	
				社会福祉法人(2か所)	20	21	
神戸市		市内全域	1,461,600	医療法人(2か所)	2	4	
				民間事業者(10か所)	11	24	
				財団法人	1	1	
広島市	市内全域	1,106,900	公社	12	17		
	北九州市	市内全域	1,005,300	民間事業者(2か所)	18	22	
	48都道府県		133事業所	542人	646人		

(133事業所の内訳)

- ・社会福祉協議会: 62事業所
- ・市町村直営(含公社): 20事業所
- ・民間事業者: 20事業所
- ・社会福祉法人: 17事業所
- ・財団法人・社団法人: 4事業所
- ・医療法人: 5事業所
- ・NPO法人: 2事業所
- ・その他: 3事業所

## 生活保護法に基づく保護施設

### ○ 救護施設

- ・身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設。

### ○ 更生施設

- ・身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設。

### ○ 医療保護施設

- ・医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設。

### ○ 授産施設

- ・身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設。

### ○ 宿所提供施設

- ・住居のない要保護者の世帯に対して、住居扶助を行うことを目的とする施設。

### 利用状況

	救護施設	更生施設	医療保護施設	授産施設	宿所提供	合計
施設数	178	19	64	24	11	296
定員	16,337	1,776	19,795	855	913	39,675
現員	16,851	1,890	16,027	699	451	35,918
利用率	103.1%	106.4%	81.0%	81.8%	49.4%	90.5%

## 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備基準の概要

### 1 救護施設

- ・定員 50名以上
- ・居室 1人当たりの床面積3.3平米以上。1居室4名以下。
- ・職員配置 施設長、医師、生活指導員、寮母、看護師又は准看護師、栄養士、調理員

### 2 更生施設

- ・定員 50名以上
- ・居室 1居室4名以下
- ・職員配置 施設長、医師、生活指導員、作業指導員、看護師又は准看護師、栄養士、調理員

### 3 授産施設

- ・定員 20名以上
- ・職員配置 施設長、作業指導員

### 4 宿所提供施設

- ・定員 50名以上
- ・居室 1居室一世帯
- ・職員配置 施設長